【岡野振興官】 ただいまから、第3回奄美基金ワーキンググループを開催いたします。 ご出席の皆様方には、お忙しいところ、まことにありがとうございます。

それでは、本日の議題、説明資料につきまして、お手元に配布資料一覧を用意してございますので、ご確認をいただければと思います。

本日の議題は、このワーキンググループの第3回目、全工程の最終のワーキンググループでございます。本日は、奄美基金の今後のあり方、ワーキンググループ報告書の案をご審議いただきたいと思っております。報告書につきましては、4月2日に予定をしております次回の奄美審議会に提出、報告をさせていただくことになります。

それでは、ここからは議事の進行を大川座長にお願いしたいと思いますので、よろしく お願いいたします。

【大川座長】 座長の大川です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ報告書 (案)について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【岡野振興官】 お手元には、資料2の今回のワーキンググループの報告書(案)と、 それらの概要を取りまとめたものを資料3として用意いたしましたので、この資料3で内 容をご説明させていただきたいと思います。必要に応じて、適宜、資料2の本体も参照い たします。

まず、横書きの概要の1枚目を開いていただければと思います。1ページ目でございます。全体の構成で、「はじめに」の後に、第1章で、経済と金融情勢についての概括をいたします。第2章で、奄美基金の業務のあり方、あるべき姿についての説明をいたします。第3章は、それらの業務を進めていく上での、組織運営のあり方、第4章が繰越欠損金の解消についての章でございます。最後に「おわりに」でまとめております。

次の2ページでありますが、「はじめに」というところで、これは今回のワーキンググループがどうやって設置をされて、何のために、何を目指しているかを記載いたしました。 本審議会のほうでも申しましたように、奄美群島振興開発特別措置法が5年ごとの改正延長のタイミングでございまして、現在、そのための議論を審議会の中でしております。そ の審議会の議題のうちの1つが奄美基金のあり方でございますので、これについて、さらに深掘りをして、ワーキンググループで議論を特化していただいたということであります。

同時に、もう一つ、その下にありますように、独立行政法人改革という視点がございます。行政改革の閣議決定が約1年前になされまして、それに基づいて、諸課題についての検討をするということでございました。

若干、状況に変化がありまして、その閣議決定が当面凍結をされることになったわけでございますが、独法の見直しは必要でございますし、奄美基金についての課題は依然同じものがございますので、引き続き、このワーキンググループの検討は続けたということであります。それで、去年の11月の審議会におきまして、ワーキンググループが設置をされることになったわけでございます。

3ページに行きたいと思います。この報告書の第1章は、経済情勢が依然厳しい状態であるということ、その中で、奄美群島域内における金融の現状がどうなっているかということを見てございます。

経済情勢は、基幹産業に大きな変化が生じまして、基幹産業で、農業の中でも、最近ではサトウキビが若干の減産傾向でございまして、それと相まってというか、高付加価値化 農業の動きが見られます。

2次産業では、昭和55年にピークを迎えた大島紬業が、現在は6億円で非常に低迷を している。建設業についても半分ぐらいの規模に縮小してございます。

第3次産業では伸びる可能性があるものが幾つかございまして、観光とか情報産業は奄美審議会の中でも議論をされているところでございます。事業所の規模、所得水準については、全国より低い状況ですが、これは、例えば建設業や大島紬業をやめて、違う産業に転身するようなケースがありまして、そのような事業所は転身して間もないことから規模もあまり大きくなく、安定性もないことから、所得水準も依然、本州等との差があるのではないかということでございます。

それから、資金供給という点からの金融機関の状況でございますが、通常と同じように、一般の金融機関があるのと同時に政策金融機関がございます。その中でも特に、農業に対する融資の比率が、奄美基金からは金額ベースで30%、件数ベースですと45%強ございまして、これは中小零細の農業従事者の方の相当数が奄美基金から借りているということがうかがえるものでございます。建設業につきましても22%と、高い比率で活用をしてございます。

次の4ページでございます。奄美群島には経済的格差がいまだにございまして、経営規模の零細性等から、信用力・担保力が低い状態で、これらの資金需要に対して応えるために、以下のような金融機能が重要なのではないかということで、まとめたものでございます。

3つございまして、1つ目は、事業者の業種、規模等の特性に応じた資金を安定的に供給する機能であります。内容は、以下のとおりですが、奄美群島の基幹産業である農業等のリスクの妥当性を適切に検証して円滑な金融支援を行うこと、あるいは、1次、2次、3次産業までの幅広い業種にわたった機動的な対応。具体的には、既存の基幹産業から新たな違うところへ、農業、サービス業等に事業転換する場合の支援を、発展的段階に応じて、融資と保証を適切に使い分けた金融を行うことが求められるものだと思っております。それから、2つ目は、地域に密着をしたきめ細やかな助言・指導が求められるのではないかということです。具体的には、例えば金融の手続、書類の作成等を含めて、身近できめ細かな助言・指導を行うこと。それから、実際に貸し出しを行った後も、債権管理、回収に至るまで利用者の近くに存在して、経営状況を適切に把握していくことが重要だと思います。

3つ目は、鹿児島県、群島の市町村から出資していただいているので、これらの出資元である自治体の実現する施策との協調をしていく必要性があると思います。具体的には、鹿児島県が振興開発計画をつくるわけでございますので、振興開発計画の推進の責任を有する鹿児島県との協調の必要性がございますし、あるいは、一番下の行にありますが、市町村施策におきまして、補助金制度とか利子補給制度等がございます。これらと奄美基金の融資・保証制度との協調の期待感が込められているものでございます。

2章では、このような経済・金融情勢をもとにしまして、どのような金融機能が求められるのかという3つの機能を踏まえまして、今後、奄美基金の業務をどのように進めていくべきかを4項目でまとめております。

まず1番目は融資、2番が保証、3番は融資と保証の組み合わせ、4番がそれらの付帯 業務でございます。

融資につきましては、中小零細で信用力・担保力の乏しい事業者に対して、1、2、3次産業までのワンストップサービスを現在、提供してございます。方向性ということで(1)、

- (2)、(3)とまとめてございますが、今後は審査、債権管理をより徹底していくこと、
- (2) として、より融資内容を周知しまして、潜在的なユーザーを掘り起こしていくとい

うことと共に、融資先には、適切に債権管理をするために、情報提供であります。(3)と しまして、貸付限度額、貸付期間の融資条件を地元の実情に合った設定をすることを検討 してみたらどうかというものでございます。

2番目の保証でございますが、これも同様でございまして、審査、債権管理の徹底、情報提供、(3) が貸付限度額等の条件設定についてでございます。

3番目は、融資と保証をともに行う機関としては唯一の組織でございますので、ともに 行い得るという特性を生かした業務をさらに推進していくということです。

(2)で、事業の発展段階に応じまして、初期は一般の金融は受けられないので直接融資を行い、後に実績が上がっていったら、一般金融機関の融資をする際に、保証により下支えをしていくということ、安定段階に入りましたら一般機関のみの対応をする、こういう事業展開が考えられるわけですが、同一の担当の方がある企業を事業の進展に応じてずっとフォローをしていくという体制と、もう一つ、(2)に書きましたのは、事業分野ごとで、同じ産業であれば、同じ産業をこの人が全部担当するという形にすることによって、それぞれの業務ごとの共通性をうまく活用しながら円滑な業務を進めていくことが可能なのではないかということを書いてございます。

4番目が、融資と保証を効果的に機能させる業務ということで、これは主に情報提供業務のことを指してございます。情報提供をすることによりまして、それぞれの地元事業者の基金のより有効な活用が可能になるのではないかということと、逆に、自治体の行おうとしている企業誘致などの産業振興に対する助言も可能になるのではないかということであります。

次、6ページ目は、組織運営のあり方、あるいは内部統制でございます。行革の閣議決 定の中では「ガバナンス」という言葉が用いられたものでございます。

まず、1. 基本的な考え方としましては、組織規模が小さいことで、場合によってはこれはうまく機能しなくなることもあり得るわけでございますが、そうではなくて、逆に、小さいゆえにうまくできる、例えば、全員が全員と面と向かって情報を共有することができるということがございます。部署間での牽制機能、役員に対する牽制が働くような仕組みを構築することが、小さいがゆえにできるのではないかということです。

もう一つは、金融庁検査のことが閣議決定にもあったわけですが、これに備えまして、 組織運営がこれに対応できるものとして強化をしておくということでございます。

2. で、内部統制管理の強化ということで3つ挙げてございますが、いずれも次の第4

章につながる繰越欠損金の解消のためのことにほかならないと思いますので、このような まとめ方をしてございます。

1つ目は、モニタリングを強化していくということで、現在の業務がどのような形になっているか、業務がとまっているようなものがあるのかどうか、それを可視化していくこと、こういったことを踏まえまして、PDCAサイクルをうまく回していくということであります。

2番は、このような内部統制がうまく機能するように、それぞれ個々の職員についても 能力を向上させていくということで、各種資格の取得であるとか、人事交流等を行ってい くことによりまして能力を高め、それを踏まえて、能力主義、業績主義による人事評価体 制を実現することが可能になると思います。

3番目は、期中管理の徹底で、年1回の検査だけではなくて、期中でも適宜、管理をしていくということでございます。

次の7ページ目は、第4章、繰越欠損金の解消に向けてでございます。

この1番は、繰越欠損金が58億円あるということでございますが、その内訳とどのように発生してきているのかを書いたものでございます。まとめますと、1つ目は、融資・保証残高が少なくなってきているということであります。現在は、融資残高が66億円、保証が47億円ということで、数十億円程度でございますけれども、平成8年の一番大きかったときは、保証が200億円以上、融資が倍の130億円程度ございました。これは報告書には記載はないんですが、例えば、金利、保証料収入が今年は合わせて約2億円なんですが、一番多かった年が約14億円でございます。収入がそのときと比べて7分の1ぐらいになっており、大幅に減少しております。

次、2つあるのは、保証と融資の焦げつき、あるいは延滞になる比率が増大しており、 企業の財務状況の悪化による引当金等の増加、これは出ていくほうが増えてきているとい うことで記載してございます。その結果、現在58億円ということでございます。

この中で、リスク管理債権の内訳を見ると、冒頭来、言っておりますサトウキビ、大島 紬業、建設業などの基幹産業だったものが半数近くになっているという状況でございます。

次、8ページ。では、この繰越欠損金の解消に向けた基本的な考え方でございます。

まず1番目は、延滞債権が新たに発生することを極力少なくしなくてはいけないという ことで、保証の代位弁済とか融資の延滞が増大しないように、入り口で債権の安全性をよ く見て厳格に審査をしていくこと。例えば、全ての申し込み案件を理事長を含む審査委員 会で審査をするとか、実際に貸した後もモニタリングをし、期中管理をしていくといった ことが(1)であります。

(2) は、新規のものでなくて、現在、もう既に貸していて、かつ、不良債権になって しまったものの対応でございます。前回の委員会でもいろいろと議論があったわけでござ いますが、一口にリスク管理債権といってもいろいろと種類があります。例えば、たまた ま1年間だけ台風等の外的要因によって延滞しても、次の年からは正常な債権になってい るものもあったりしますし、逆に、本来はもう償却しているべきものもあります。個々の リスク管理債権の実態が違いますので、それに応じた対応をしなくてはいけないというご 指摘をいただきましたので、それについて書いているものです。

かなり可能性が低いものについてはサービサーを活用して、こちらのほうで対応することにするか、逆に、3番目ですが、回収の可能性があるものについては債権の正常化を図り、戻入を促進する。これによって、それ以外のものについて債権管理の重点化ということが可能になるということで、よりそれが効率的に回っていくということだと思います。

- (3) は職員の人材育成で、個人的な能力を向上させること、例えば他機関との人事交流みたいなこともやっていくということであります。
- (4) でございますが、金利収入、保証料収入が最大のときの7分の1になっていることを踏まえますと、やはり、優良な金融資産を増やすことによって、安定的な収入の確保が重要であろうかと思います。例えば、自治体の施策とうまくミックスすることによって、自治体の行財政・税制政策と一体となった金融支援を行い、金融をより強化したものにしていく、これによって、さらに融資・保証が拡大していく可能性が出てくるのかと思います。その場合におきましては、財務面への影響を極力見て、条件設定についても検討が必要かと思っております。

次に9ページです。3番の近年の状況についてです。これもこのワーキンググループの中で相当のご指摘をいただきまして、いろいろと処方箋を書くのもいいんですが、説得性のある状況が伴わないと絵に描いた餅になるということで、近年の状況を振り返ってみたものであります。

(1) は、融資額と保証実績が増加している傾向をお示ししています。融資・保証ともに、ずっとこれまで減少傾向にあったわけでありますが、融資額、保証承諾額は22年と23年と2年連続で増加をしております。それから、24年度、今年度も増加が見込まれます。その結果、残高は、保証につきましては18年ぶりに増加に転じました。融資も、

まだ減少はしているんですが、減少傾向には歯どめがかかっています。

(2) のリスク管理債権ですが、これは、引き当て、償却をしてしまうという、欠損金の増加に資する可能性があるものなんですが、それを着実に減少させておりまして、22年、23年、連続で減少しているところでございます。

それから、これは中期計画あるいは独法の評価委員会の中でも毎年ご指摘があるわけで すけれども、一般管理費の削減も行っております。

今後、これが短期で解消するということはありませんので、当面の目標として4番に書かせてもらっていますのは、澤田理事長のリーダーシップの果たす役割が重要であり、引き続き、発揮していただくことを期待するものでございます。

(2)で当面どうするかということでありますが、このワーキンググループの中で累次に指摘いただきましたように、まずは単年度での黒を連続で出すことが重要なことであります。その後、解消計画はそれを大前提とし、中期的な取り組みを段階的に取り組んでいくことかと思っております。

最終ページに「おわりに」というものがございまして、まず、奄美群島の振興開発をすることが大目標としてありまして、それを下の枠で囲んだ奄美基金が担っていくというたてつけになっているわけでございますが、これで地域に密着したきめ細やかな対応をしていくことによりまして、引き続き、奄美群島の振興開発の政策金融を担う機関であるということを最後の取りまとめにさせていただいております。

ただし、大きな課題として58億円の欠損金がございますので、2章の業務、3章の組織の運営のあり方、具体的には、第4章の欠損金、このような取り組み、改革を進めていくことによりまして、引き続き、奄美基金が群島の振興開発を金融面から支えていくことが必要であるという取りまとめをしております。かつ、一番下に書きましたように、足元の状況は、この2年間、さらに3年目も、見込みではおそらく改善している方向でございます。

それから、一番下の左のほうに緑色で囲んでいるのがございますが、今後の独法改革と 整合を図る必要がなおさらにございます。

今回、私たちは、これをこのタイミングで取りまとめさせていただいて、次の4月に審議会に報告をするわけでございますが、既に新たな政権のもとで、独法を含めた行政改革の取り組みが始まりました。これが始まって、今年から、例えば年末以降にかけての議論が進んでいくわけでございますが、その中で、奄美基金を含めた独法のあり方をどうする

のかという議論がその中に含まれますので、そのときに起こった議論はそのときにまた、 それを踏まえて整合を図っていくことが必要なのかと思っております。

以上、内容のご説明でございますので、よろしくお願いいたします。

【大川座長】 ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。皆さん、何かご意見、ご質問がございましたら お願いいたします。

【高田氏】 当基金については、基金一般についてなんでしょうけども、内部統制の強化、厳格化ということが言われていたと思います。内部統制とは何かということは今さら申し上げるまでもないことと思うんですが、先ほどおっしゃられた見える化ですね。実態の把握のための業務の透明性の確保。多分、内部統制の強化と言われた背景には、業務の透明性を確保する必要があるという思いがあったのではないかと考えました。

それで、当基金での重要な課題の一つは繰越欠損金なわけですから、繰越欠損金の見える化というと、財務諸表にあるべき姿が開示されることであろうと。多分、思いは同じかなと思っております。

この財務諸表の実態のあるべき姿なんですけども、基金でいえば、貸出金を収益弁済能力に基づき毀損額を計測した結果として欠損金額が表示されていれば、透明性が高い欠損金、つまり実態を表示している欠損金なのかなと。欠損金が実態を表示するためには不良債権と言われているものの棚卸しが必要で、その一つが「卒業の認定」です。

たとえば、台風などの自然災害に見舞われ、弁済が滞り、一旦は、不良債権として扱われたけども、そのような異常事態が去った後は、毎期安定して収益から弁済している。それにもかかわらず、不良債権と認定したときに設定した貸倒引当金が、そのまま取り崩されることなく残存し、結果として、欠損金が過大に表示されているとすれば、透明性が高いことにはならないであろう、それが1つ。

もう一つは、不良債権から卒業させるべき債権を、卒業させていないために、収益弁済 能力に基づく債権価値、すなわち、キャッシュフロー価値との乖離が生じているとすれば、 繰越欠損金の額は、やはり実態をあらわしていないと考えられます。

そこで、たとえば、サービサーを活用して、キャッシュフロー価値をを確定させて、繰越欠損金を純化させたり、あるいは、サービサーに債権回収を代行させるなどして、正常化も視野に入れつつ、不良債権のキャッシュフロー価値を高める、こういうストーリーが流れていると考えてよろしいんでしょうか、今のご説明いただいた内容の中では。

【岡野振興官】 はい、そう思っております。財務諸表の中で、リスク管理債を、実際のあるべき姿に見える化するというのは、まず、償却をしているものと、まだ償却はしていないで引当金になっているものというのは、これは今でも財務諸表の中にあらわれてきています。償却済みのものにつきましては償却をされたものとしての処理をすることが必要でございます。償却されていない引当金につきましては、債権の回収ということだと思っておりますので、それはそれぞれ見える化された形での処理が進んでいくことになると思います。

回収の見込みがあるものかないものかというのは、さらに分かれると思いますので、回収の見込みがあるものについては、報告書の中にもありますけども、正常化をさせるということですね。そういうプロセスに回していくということによりまして、そのための諸規定の整備を基金の中ですることが必要ですが、それによって正常化が図られて、よりあるべき姿が見える化されるということになると思います。

【高田氏】 となりますと、内部統制の強化ということについての答えには一応なった わけですね。

## 【岡野振興官】 はい。

【高田氏】 もう一つ、基金は寄附を行うことを目的とする法人ではないわけですから、 基本的に勝手に債権を放棄することはできないだろう。そうであるとすると、サービサー への譲渡はできるとしても、放棄は基本的にしないという理解でよろしいんですか。それ とも、基金の業務方法書の上で、債務者に対して贈与ということが許されるような規定に なるんでしょうか。

要は、お金の贈与は基本的にできないですよね。放棄というのはある意味では贈与になっちゃいますので、放棄はできない、ただし、サービサーに譲渡はできるという理解でよろしいんですか。それとも、そんなことはなくて、法律的に消滅したものは贈与にならないんだからいいというような感じなんでしょうか。これは理事長様の個人的なお考えをちょっと伺いたいなと思いまして。

【澤田理事長】 私も基本的に高田先生のおっしゃるとおり贈与というのはあり得ないと理解しております。

【高田氏】 借りたものは必ず返してもらうということでございますね。

【澤田理事長】 はい。完全に返せない状態、第三者から見て、案件ごとにこれ以上は 回収は常識的に無理というところまでの回収は、金融機関として引き続き厳格にやってい くという理解でおります。

【高田氏】 そこら辺は、業務方法書の中で明確になっているんですか、評価方法とか 放棄の指針とか。それは内規か何かで扱っておられるんですか。

【澤田理事長】 基本的には内規で決めております。ただ、それがさらにわかりやすく というか、厳密に、あるいは解釈が複数あるような形であれば、もっとわかりやすくはし ていきたいと思っております。

【高田氏】 なぜこういうことを申し上げたかといいますと、繰越欠損金の透明性の向上は、明確なルールに基づくべきと思いましたので、余計なことですが申し上げました。

【澤田理事長】 いえいえ。特に、外部の監査法人ともよく相談して、私どもの規定といいますか、その辺の決まり事についても見直しを図っております。決して緩めるということではなく、先ほど高田先生からもご指摘があった、回収見込みのあるものの中でも、特に、実質正常化しているであろうと、第三者から見てもそれが妥当であるとご理解いただけるようなものについては、規定がやや曖昧なところがあると考えておりますので、この点も外部の監査法人とよく相談して、より明確になるように、正常化していく所存でございます。

【高田氏】 内部統制の基本は透明性だそうですから。

【澤田理事長】 はい。

【大川座長】 今の高田先生の質問でちょっと……。不良債権がある社のもので 5 億あったと。一応、引き当ても 5 億してある。その 5 億のものをサービサーに 1 億で売れたと。そうしたら、 4 億マイナスが立つわけです。マイナスの 4 億は立つわけだけど、既に引当金として落としてますよね。要するに、この基金のまさにバランスシートの会計の問題なんだけど、この 5 8 億というものは、この前お聞きしたときには、全期間の損益で、利益と損失を累計したらマイナス 5 8 億ですというご説明でしたね。

【澤田理事長】 はい。

【大川座長】 通常であれば、もう償却しなくちゃならないものは、例えば、<u>資本金</u>なんかで償却しようと思ったら58億償却して、それでも自分たちは債務超過になっていないとかどうかという判断をするわけですけど、そういう行為は基金はできないので、累積で残っているんじゃないんですか。減るのは正常化だけで、じゃ、そのもの自身を売っ払ったら減るんですか。

【高田氏】 私から説明してもよろしいですか。

【澤田理事長】 はい。

【高田氏】 5億円の不良債権があったとします。それに対して4億円引き当てたということは、バランスシート上、1億円の債権しか残ってません。この1億円しか残ってないものをサービサーに1億円で売れば、もう損失は確定して、貸倒引当金の額そのままが累積欠損金、実額になります。

【大川座長】 したがって、減らないですよね。

【高田氏】 減らないです。それだけでは減らないです。ただし、繰越欠損金そのものは確定した損失だけで構成されるという意味では、より透明性が高まると。

【大川座長】 ただ、減らないんですよ。

【高田氏】 はい、おっしゃるとおりです。

【大川座長】 これは、基金の会計の一種、特殊性にあるということなんですよ、私が言いたいのは。過去のそのもの自身を、例えば自分たちのこれからの利益だけでしか消せないという特殊性があるので、その分はよく理解をしないと、どんどん融資を続けていきます、非常にきちんとしたものをやったんだけど、たまに利益よりもちょっと大きい損失が出たとしたら、また乗っかっちゃうだけなんですよ。ですよね。

### 【澤田理事長】 はい。

【大川座長】 だからこれって、この基金の存在というかあり方そのもののところから見て、本来、自己資本の充実の問題等あるから、一定のリスクをとれといっているときに、常に利益を出していかなくちゃいけない機関として存在する基金としては、繰越欠損金の解消ということそのものは非常に厳しい条件であって、この認識をきっちりしないと、この基金という重要なものの存在が何かちょっとずつきつい方向での判断になるのではないかという気がしてしようがないので、しつこく申し上げているのです。

これはよくお考えいただかないと、基金という存在は、自分たちの出した収益よりもちょっとでも赤が出たら、必ず繰越欠損金のところに乗っかっていく。また、ある会社がたまたまそのとき引き当てを増やさなくちゃならないような債権状態になったら、その会社についての引き当ても乗っかって、そのときの繰越欠損金が乗っかる、こういう形に必ずなるんですね。これは組織のあり方としては非常に厳しい状態なので、過去のもののどこまでがほんとうに現状の中の基金のあり方の中で責任あるものなのかというのは、考える必要があると思います。今の解決策ではこうでいいんですけど、そこのところだけは組織のあり方として十分ご理解いただかないと、存続の問題とかあり方の問題のところで、繰

越欠損金が大きいじゃないかとかと言われて……。

例えば、大島紬の産業が、全部これだけだめになったときに、貸し手として、そのもの自身の中で一部の貸し倒れが起こってしまうのは当然な状態なのに、それ自身を非難されてもなかなかやり切れないという面があると私自身は思っているので、ここは、皆さんがよく理解できるような、わかりやすい話ができる形が必要だなと思っています。

高田先生に質問して、考えていただいたほうがいいのかな。今日の説明の6ページの「繰越欠損金解消のための内部統制管理の強化」という言葉がありますね。本文でいくと15ページの2のところですけど、この内部統制という、通常、会計とか会社法でいうときの内部統制とここで言っている中身は同じじゃないんじゃないでしょうか。

【高田氏】 私は違うと思います。

【大川座長】 これは、内部統制と会社法でいうときには、会社の中の仕事の仕方その ものについてもっと透明化して、手続を、プロセスをはっきりさせた形で、どこで間違い が起きるかをはっきりさせましょう、こういうことですね。

【高田氏】 はい。

【大川座長】 ここで言っているのは、繰越欠損金解消のための内部管理体制を強化しようと、内部管理の仕方をもっとよくしましょう、こういうことですね。

【高田氏】 まさにそのとおりです。

【大川座長】 そうすると、この内部統制管理というのは、会社法を見ている方からすると誤解を招く表現じゃないかなという感じがちょっとするので、高田先生のほうの判断があると思うんですが、内部管理体制の強化とか、内部管理の強化とか、そういうほうがいいというふうに思いますが。

【高田氏】 おっしゃるとおりですね。ただ、会計の世界では意外といいかげんに使われてまして、全て内部統制と言っているものですから。ただ、言葉が曖昧ですと誤解を招くおそれが大きいと思います。今おっしゃられたように、会社法ではどっちかというと私的自治の仕組みというふうに……、菊池先生、それでよろしいんでしょうか。

【菊池氏】 そうですね。

【高田氏】 会社法は、私的自治の仕組みとして内部統制を捉えていて、会計上は、どちらかというと、今、座長様がおっしゃられたように、管理の仕組み、つまり具体的な作業の仕組みとして取り上げられてるんです。ですから、これを考えますと、ワーディングとしては、今おっしゃられたように、内部管理の仕組み程度がいいのかもしれません。業

務の管理の仕組みとか・・・。

【大川座長】 この言葉は、会社関係というとおかしいんですけど、何かやっている者からすると、内部統制管理というと、ちょっと表現が違う、どこかでご検討いただいたほうがいいかなと思ってますので。

【岡野振興官】 わかりました。

【大川座長】 すいません。前からちょっと気になってて、今日もう一度よく見たら、 やっぱり何か、こだわっちゃうとひっかかるなと思ったので。通常の日本語で言えばこう いう表現あるかなと思うんだけど、会社法を意識するとちょっと気になるので。

菊池先生はどうでしょうか。

【菊池氏】 おっしゃられていることはおそらく、内部統制というともうちょっと、組織のあり方とかそういったことを会社法では指すんだけれども、ここで言っているのは多分、債権の管理の仕方みたいのをおっしゃっているので、ちょっと違うんじゃないかということで、私も同じように理解します。

【高田氏】 業務処理統制という領域なんですね。座長様が先ほどおっしゃられた全社統制という、つまりトーン・アット・ザ・トップ、すなわち、トップがどういう組織にしたいのか、どうやって自浄作用を持った組織を構築・維持したいのかという視点のほうが強いのが全社統制。不良債権の発生抑止・管理・回収については業務処理統制に過ぎないとお考えであれば、そのとおりです。

【岡野振興官】 私ども、整理をさせていただきたいのは、他方で、内部統制というのがガバナンスという言葉だと思いますが、ガバナンスというのが1年前の閣議決定の中で指摘をされておりますので、内部統制管理のあり方というのは検討させていただきたいと思っておりまして、そうすると、書いてある内容が、より会社法上の……。

【大川座長】 そうしたら、繰越……、ガバナンスとか、そういう言葉でも構わないんですけど、むしろそのほうが……。ガバナンスだと大き過ぎちゃうかもしれませんけど、何か別の言葉も含めてご検討いただければと思います。

【高田氏】 例えば、具体的に括弧書きで加えるとか、業務処理の効率化、あるいは厳密化とか、そういうような言葉を追加することによって誤解を避けることもあっていいのかなと。

【岡野振興官】 わかりました。

【高田氏】 座長さん、先ほどのコメントについて追加してもよろしいですか。

【大川座長】 はい。

【高田氏】 サービサーを活用することの意味なんですけども、どういう意味合いがあるかと申しますと、不良債権については徹底的に回収しましょうとなりますと、母集団が多過ぎます。一部をサービサーのほうに分離してしまえば、基金として管理すべき母集団が小さくできます。その結果、よりきめ細かな管理ができるか、新たな債権についての管理に人的資源を振り向けることができるという意味では、体制づくりとしては意味があると思っております。つまり、内部の人員に限界がありますから、サービサーという外部のリソースを活用することによって、不良債権のより厳格な管理、つまり、基金として管理しなければならない債権の数量を減らすことによって、より密度の高い管理ができるという意味はあろうかと思います。

【大川座長】 ほかに何か、皆さん、ご意見……。

【高田氏】 もう一つ。私ばかり発言してごめんなさい。

繰越欠損金の額が実質的に実現損だけになれば、金利として幾ら設定しなければいけないかという管理会計上のデータになるはずなんです。つまり、サービサーに売った額は実額の損失であるとすると、当初の融資から最終の実現損に至るまでの履歴をとることによって、毀損率、つまり、1つの債権を統計的に扱ったときに、100貸せば必ず2損失が統計的に生じるのであれば、2%を超える利息をとらなきゃいかんわけです。その2%を超える部分が欠損金の解消に使える部分です。これを何十年にするかです。例えば、30年で実現損を超える部分の販管費及び欠損金を埋めるだけの収益、こういう形じゃないと、単なる精神論で終わってしまう。それが30年だったらリーズナブルであるとは思います。いや、こちらで勝手な思いを言ってはいけませんね。理事長様のご見解を賜らなければいけない。

理事長様、利息って、コストプラス適正利潤ですよね、期間に応じた。

【澤田理事長】 そうですね、はい。

【高田氏】 その適正利潤から欠損金とか販管費を、コストに入ってるから繰越欠損金 を消すわけですね。

【澤田理事長】 はい。

【高田氏】 それで計算して30年でおさまるように上乗せ金利をより近づけるように しないといけないかもしれないです。量的な拡大もさることながら。

座長、そういうようなやり方というのはいかがでしょうか。

【大川座長】 まさに考え方としてはそういう形になると思いますので。

【高田氏】 ありがとうございます。

【大川座長】 それでは、皆さん、ほかに、ご意見をお願いします。

大久保さん、お願いします。

【大久保委員】 地元の代表という形で今日は参加しています。 4ページに、これからは「地元自治体(鹿児島県、市町村)の施策との協調」という形になっておりますので、新奄振の中で、今後10年間にわたって成長戦略ビジョンという形で、この前、決定をいたしました。そのキーワードが観光交流、農業、情報、さらにそれにプラスするという形で、定住と文化を雇用につなげていくという大きなテーマを決定いたしまして、地元から産業育成のためのビジョンを島ごとにまとめていくということになっております。

先ほど、奄美群島の経済状況の中で、今年は農業が非常に厳しい状況でした。特に、サトウキビ産業が、奄美群島の作付面積約1,500~クタールのうち約6割をサトウキビが占有しているんですけども、その全体の農業生産額のうちサトウキビは約3割強しか占めていない。これは、農業に関してそれだけの面積をサトウキビが占めていることに対する大きな反省期を迎えてきていると思います。

ですから今後は、付加価値の高い農業に転換していかなければならないという大きな流れが間違いなく出てきた中で、新しく、畜産とか馬鈴薯とか花卉、生姜、ごまという新しい品目に挑戦しています。まだ実質的には生産額には上ってないけども、長命草とか、コーヒー挑戦をしています。

その中で、奄美の土地利用が、奄美大島本島以外をのぞいてみたら、遊休地がほとんどない状況で、島に帰って農業をしたいという方々が大分増えてきております。その方々が、初期投資も含めて、10年計画で農業に打ち込めるような状況にするためにも、今回の開発基金の存続は今まで以上に必要じゃないかと思います。

先ほど、融資残高が以前よりは減らなくなってきた、保証残高に関しては18年ぶりに回復したということは、澤田理事長の大きな実績ですけれども、ピーク時に比べたら全然少ないわけですけれども、今後、いろんな形で、例えば、農業を奄振の予算で25年度に黒糖どり加工所をつくっていくとか、そういう流れが黒糖過渡期に関しては出てくると思います。

そしてまた、観光。世界遺産となって、我々がガイドの養成とか地元の受け入れ施設と かにチャレンジしていく企業が出てきた場合の融資・保証などを考えていった場合、さら にまた、今、スポーツ合宿が沖縄が飽和状態になって、奄美に学生とか実業団の、マイナースポーツも含めてかなりの方々が来て、今ホテルが満杯状況になってきていますので、そこでの民泊をする方々への融資と、需要はどんどん増えていく可能性が出てきたと思います。自治体もそういう情報交換をしっかりしながら、開発基金を、民間から来た澤田理事長も含めて、今、刷新されてきております。

自治体がどのような形で協力していくかということに関して、澤田理事長に5月に徳之島に来ていただいて、3町の若手職員に研修を行ってもらおうと考えており、自治体職員にも、この開発基金のこれからの重要性を認識してもらえれば、農家の方々も含めて、まだまだ伸びしろが幾らでも残っているわけですから、それを活用していくという新しい行政のあり方も考えていけるのではないかと思っております。

それから、我々は、企業誘致を個別にやっていく中で、本土の企業から、いろいろな助成を頼まれたりするわけですけれども、企業と自治体と開発基金と連携し、産官学と金融の連携なども推進していくということが書いてありますので、私は、この会議の中で、今後の奄振の成長戦略ビジョンを実現するためには、この開発基金の情報を徹底して発信していくことが大事じゃないかと思うし、そうすれば開発基金の状況もV字回復していくことができるはずですし、また、それを一体となってやっていきたいと、この前、澤田理事長が報告されましたけれども、6月の会議では報告できるようにしていきたいと思っております。

私は、管理とかガバナンスとか、詳しいことはよくわかりませんけれども、今そういう 需要を生み出していけるようにすることは我々が責任を持ってやっていきたいと思ってお ります。

以上です。

【大川座長】 ありがとうございました。

今、地元の自治体としての協力といいますか、需要がそもそも起こっている上に対して、 地元の自治体としてもいろいろな形の協力の仕方があるというお話でございました。

【高田氏】 座長、すいません。質問があるんですけど、理事長に。

【大川座長】 はい、どうぞ。

【高田氏】 ごめんなさい、急に振ってしまって。ご記憶ありますでしょうか、金融審議会、平成24年5月28日、我が国金融業の中長期的なあり方に関するワーキンググループ、これ、お読みになられましたか。

【澤田理事長】 はい。

【高田氏】 これの趣旨と奄美基金の今後の行動、何か影響ありますか。

【澤田理事長】 私は、そのお話の中で書かれているところでいきますと、金融のあり方の中で特にローカルの部分ですね。いわゆる地域金融のあり方という部分では、私ども奄美が抱えている問題というのは、ある意味、他の地域にさきがけてという意味で先進的な問題を抱えていると言えます。言い換えますと、全国共通で地域で抱えている問題、要は、少子高齢化が進み、産業の空洞化が進み、それによって、例えば金融機関の預貸の問題で言いますと、預金が余って貸し金が減っている。そういった意味では、私たち奄美群島が抱えている問題というのは、ほかよりも先んじて悪化が早くあらわれたものと思っております。

私ども基金は地域に根差したユニークな政策金融機関でございまして、その中に書かれていることに、先ほど大久保町長もおっしゃってましたけども、産学金官、たしかこういう順番だったと思うんですけれども、その4者の連携で産業を興し、それに対する適切なアドバイスを金融機関が行うことで、産業も更生し、金融機関の中身もよくなってくるというお話があったと認識しております。私はそれを読んだときに、我々が逆に地域再生もしくは更生の先進事例をつくるべきであろうと思った次第でございます。

ですから、今回の議論もそれに沿った内容で進んでいたと考えておりますので、さまざまなアドバイスを具体的にこれから実行して、それを実現していきたいと考えました。

【高田氏】 となりますと、一般の金融機関と異なり、地方の行政との関係で地域おこしが必要になるというようなお考えですか。

【澤田理事長】 はい。私、着任当初から実際に繰り返し申し上げている話でございまして、地元の自治体とも非常に近い距離におりまして、膝を突き合わせていろんなお話ができる、また、実態を目の当たりしてみることができる。

ですから、我々が金融機関として、気がつくことを自治体に対して提言することもできますし、正式な人事交流ではありませんけれども、フォーマルじゃない部分での人事交流等も多くできるので、そういった意味では、自由な意見の中からさまざまなソリューションも生まれると思っております。

【高田氏】 理事長さん、今、地域では先進事例だとおっしゃいましたけれども、そうであるとすると、地域ごとに異なる判断が必要だということですね。

【澤田理事長】 共通のこともあると思いますけども、細部においては地域によって異

なることが生じると、私の奄美に来ての個人的な感想ですけども、そういうふうに考えて おります。

【高田氏】 ありがとうございます。

【大川座長】 ほかに何かご意見。平井委員、どうですか。

【平井委員】 今、澤田理事長さんがお話しされたように、芽は奄美にもたくさんあるんですね。成長するべきいろんな芽がたくさんあるんですが、それをどういう形で私たちがつないで、どういう形で外貨を稼ぐというところに持っていけばいいのかというのがわからない人がたくさんいると思うんですね。そういう意味で、地域と基金さんと住民が協力してそういうところへ向かっていくというところで、開発基金さんの役割は大きいんじゃないかなと思って期待しているんですが、これから、例えば、資料の3ページにも、「タンカン、マンゴーなどの高付加価値品目の生産拡大を推進」とありますけれども、たくさんつくってきましたが、まだ販売力も弱いし知名力もないという現状で、先ほどもちょっとお話ししたんですけど、東京で買いたいと思ってもどこでも買えるわけではないという状況が、今のタンカンでもありますし、そういうものを、農家だけでは持っていけないところを、開発基金さんや自治体が一緒になって販路開拓とかそういう方向へ持っていければ大変ありがたいなと思っております。

先ほどのスポーツ合宿とか民泊の件とかがありましたように、交流人口を増やしていかないと、このまま奄美の少子化が進んでいくことは、国土保全の問題に対しても支障を来すのではないかと思っておりますので、ぜひ、そういういろんな面からみんなで協力していけるように、また、そういう地域の金融機関だけではない特色を持った、また、これまでの直に農家や企業さん、中小企業さんと接してきた基金さんのノウハウを生かしてつないでいくコーディネーター役のような、相談窓口のような役割もぜひ担っていただいて、実現していただけたらなと思っております。

【大川座長】 ありがとうございました。

私も個人的な意見を述べさせていただくと、基金の役割の中の、今のような相談窓口だとか、金融の経験から得た知識を使った形でいろんな方に対する協力という問題なんですけど、奄美の現状を見ていると、新規事業を興して、それに対して融資をしていくということをしていかないといけない。その新規事業も、東京なんかで考えてるものじゃなくて、むしろ生業的な形で事業を興される方に対して、きちんとした最初の出発点のお金を出してあげて、それできちんとした生活ができるような形の枠組みの中でやっていく必要があ

る。

そういう方をたくさん出すためにも、また、始めた事業がきちんといくためにも、今の基金の規模というのは、融資量とかじゃなくて、機構としての、組織のものとしては少し小さいのではないかという気がちょっとしていて、そのもの自身を大きくするということが可能なら別ですけど、それ自身は費用がかかることなので、必ずしも、いたずらに大きくすることには意味があまりないはずなので、基金と同じ目線を持った協力者をどうやってつくっていって、その方々が基金と同じような心持ちで協力するかという体制を、1つは自治体の方だと思うんですけど、基金のOBというような形だとか、人事交流によって基金の考え方を得た、または考えを持ち、ある意味で知識を持った方を増やしていって、それで奄美の地元に住み着いた形でやっていく方々を増やすという形の方向を含めてやっていってもらうと、基金の存在価値というのは一層強まるような気がして、かつ、それで情報量も増えるので貸し倒れのリスクも減っていくというようになるのではないかと思うので、ぜひ、そういうような形でやっていただけるといいなと個人的に思っているのですけど。

【岡野振興官】 今の座長のご指摘は、私たちのイメージでは、資料2の報告書の13ページの今後の方向性の(1)というところに、1つは、芽を出せればなと思ったのですが、例えば、情報提供するときの1つに、持っているネットワークのうちの1つがJETROとか中小企業基盤整備機構とか、あるいは、ものによっては海外に物の販路を開拓するような場合、JETROのネットワークを使うとか、こういうようなことから、金融機関だけの純粋な業務よりはちょっと拡大をして、かつ、金融機関以上自治体未満といいますか、あるいは金融機関と自治体の間をつなぐようなコーディネーターみたいな機能も期待できるのかなと思っております。

それから、平井委員がおっしゃっていただいた、例えば、せっかくタンカンとかをつくっても販路がなかなか難しいということもあり得るかと思いますので、私のイメージだと、例えばJETROとか、東京のデパートみたいなのでもいいのかと思いますけれども、8ページの下から9行目の段落ですが、1次産業から2次産業、3次産業までの全てを対象として扱う強みとか、事業者が事業転換を図る場合とか、このあたりに、先ほどの6次産業化みたいなもののより強化を図るというようなことが奄美基金に対する期待として盛り込めたらどうかなと思っているところです。

【平井委員】 1つ、質問よろしいですか。1回目の会議のときに少しお話しさせてい

ただいたのですが、基金さんの融資額を拡大するとか、償還期間を長くするとかということは可能に近いのでしょうか。実現可能なところなのでしょうか。

【岡野振興官】 10ページのところに記載しましたのですけれども、この可能性は今後追求をしていったらどうかと書いてあります。これは行く行くは財務省と協議をしてやっていくということになりますけれども、具体的には10ページの上から4行目ですが、全国規模の云々においては対応は困難だと思われる、地域の特性に応じた限度額、融資期間のなどの融資条件の設定を検討するということで盛り込んでございます。これを我々の宿題として、財務省当局とも折衝していくということにしたいと思います。

【平井委員】 よろしくお願いします。

【高田氏】 先ほど平井委員から販路というコメントを頂戴したんですけど、そのときにピンと浮かんだのが、アマゾン。外部にある物流のネットワークをうまく活用しているんですね。でも、奄美の場合には、地域全体で物流を考えなければいけないという面はあるうかと思います。

そうすると、奄美の物産を標準パレットを活用したり、奄美から他の地域に移すときには、個別の業者で行うのではなくて、集団でもって物流を組織化したりすればいいわけです。何々がないからできないというのではなくて、アマゾンだったらできた、砂漠の中にある倉庫から宅配業者の大きなトラックに乗せて拠点まで運んだら、後は個別のパーセルにする。そういうふうな知恵を使えばいくらでもできるわけです。そのためには、奄美基金だけじゃ多分できない。

例えば、本州の鹿児島のほうにも物流の反対側の拠点が必要なはずです。少なくとも、 そこまでの間は標準パレットに混載して運んで、その後は個別に運ぶ仕組みをつくる。た だ、これは個別の金融機関じゃ多分できませんから、地域の金融機関が連携して融資を行 うみたいなことも、理事長、多分そういうのが出てくるんでしょうね。

【澤田理事長】 個別具体的なことはケース・バイ・ケースでいろいろと考えていきた いと思います。

【高田氏】 そうですね。少なくとも1つの金融機関のみではできないことは、複数で同じ思いを担っているところでやればいいわけですね。共通の問題を抱えているはずです。例えば、九州の鹿児島は、九州のどこかで会議を開こうとすると、東京に出たほうが早いとか。であるとすると、共通の悩みを抱えているんだから、たとえば物流で連携したっていわけですよね。

【大久保委員】 農産物に関しては、今、ほぼJAが中心となってやってます。それから、馬鈴薯は民間の業者の方々がそういうルートをつくって市場までやっているという状況です。タンカン、マンゴーに関しては、ほとんど個別の通信販売とか、そういう形になっている中で、平井さんたちのように、かなり規模が大きくなった場合、個人で販売ルートを開拓していかなければならないわけですよね。ですから、そこが、タンカン組合等をしっかり組織して、JAと別につくっていくというときに、やはりいろんなルート開発が個人では難しいということだと思います。

【高田氏】 横浜などでは、昔ですけども、小売業者が連携してバリュー・アディド・ネットワーク、VANと昔は言われていたんですけど、物流情報を一元管理して、それで物流コストを削減したという実例があります。個々の企業でやろうとしてできないことでも、共通の目的を持って団結すればできるわけです。倉庫についても、個別に倉庫を持つのではなくて、そういうような融資案件が来たら、ちょっと待てよと。その規模で採算が合うんですかと。それよりは、オートピッキング倉庫、つまり、自動的にコンピューターで、標準パレットに混載できる機能をもった倉庫、そういうものを、何人集まれば装備できるはず。そのようなアドバイスができる世話役としてふさわしいかもしれませんね。

【菊池氏】 話がだんだんコンサルティングになって来てしまっていますが。

それと関連して、今後そういった自治体、鹿児島県や市町村と協調してやっていくとか、ここにいろいろと書いてあるんですけれども、座長がおっしゃってらっしゃるように、基金の規模が今、小さくてらっしゃるので、コンサルティング業務というのをどこまで広げられるのかなと思うんですね。これは質問なんですけれども、そうすると、例えば産金学連携とか、市町村との施策を制度化するとか、そういった部分はどういったことを具体的に金融と絡めて考えていらっしゃるのかなと思いまして。いろいろとリストアップされていますが、抽象化されておりますので、私には具体策が何か見えにくくて。

ずっと以前から、奄美のいろいろな商品や物産は、海外はおろか本土でまだ知られていないという状況があります。私、先日、タンカンをいただいたんです。タンカンって、うちの事務所の者は食べたことがないとか、どこに行って買っていいかわからないとか、そういった状況にずっとなっているんです。抽象的にはこういった状況は改善しなければいけないのでしょうが、金融機関である奄美基金が、この中に、この3年、5年で、どういうふうに絡んでいくべきと考えてらっしゃるのか。特に、自然遺産登録があと3年後ぐらいだとすると、具体的に県と一緒にどういったことで復興を考えてらっしゃるのかな、と

いうところをお伺いしたかったんですけれども。

【澤田理事長】 今の議論においては、どこにゴールを置くかという時間軸の問題と、 あと、人的リソース、ファイナンス的なリソースを考える必要があると思います。それを、 どういうふうに定義するかによって答えが全部変わってきてしまうんですけども、今のま まのリソースでやるとすると、かなり限られてくると思っています。

そうなった場合に、先ほど、お話にも幾つか出ていたのですが、コンサルティングについても、私どもの職員全員をコンサルタントに育てますと言ったら、とてもじゃないけど短時間では無理だと思っております。ただ、奄美の実情に合った、奄美の事業者の方々が欲しているようなコンサルタントができる方を、ある一定のファイナンス面での制約の中で利用者にお繋ぎするようなネットワーキングはできると思うんですね。それができるようなレベルに短時間で今のリソースでやるということであれば、まずはそこからやらなければいけないと具体的には考えています。

自治体との連携という意味では、連携する機会といいますか、こうしてお話をする機会 はたくさんございますので、その機会の中で、お互いに得た情報をオフィシャルな意見と してまとめ上げていくということは現段階でもできることだと考えています。

例えば、タンカンのお話にしても、実際にタンカン農家の方は設備投資をしたいと考えていらっしゃいます。でも、設備投資していいのかどうか、その設備投資をした場合にどういう経済効果があって、逆に、どれくらいお金を借りて、どれぐらいの期間で返済できるか、そういった計算はタンカン農家の誰しもが簡単にできることではないので、今の私どものリソースでできるようなコンサルタントはそういうところのお手伝いだと思っています。

さらに、高田先生から、今、ご提案といいますか、アイデアであったような、全体の枠組みをどう変えていくのか、それに対して経済効果はどうかというような、そのあたりまでできる人材を確保するとなると、予算や、新しい人材をどこかから引っ張ってこなければいけないということにはなるんだと思います。

【菊池氏】 この中でも、例えば人事の交流とか、外部研修への派遣ということを、さきほど内部統制かガバナンスの中でお話をなさっていたと思いますが、人事交流といった場合に、(今、限られたリソースの中でやっているのでなかなか考えられないのかもしれないですけれども、) どこかに出向するとか、出向を迎えるとか、そういうことは可能なんですか。

【澤田理事長】 技術的には可能です。

【菊池氏】 ですので、先ほどおっしゃっていらしたように、どこに時間軸のターゲットを置くかということにかかわってきて、10年先、20年でよければ、ご自分たちで少しずつ人員を増やして、その方たちの教育も図るというならいいのかもしれないですけれど、足元、3年の間にできることを何かもう少し具体的に示せたらいいのかなと思います。 産金学連携における中核的存在として地域経済をリードする役割と書いてありますが、これは具体的には何か始まっているのか、そういうことをお伺いしたかったんです。

【岡野振興官】 ちょっと補足しますと、産金学官連携は、最近できた言葉でございまして、それまでは金がなくて、産学官連携で行われてました。産学官連携は、そのもとは、大学の研究した内容が眠っていてはもったいないので、それを産業界に広げたり、それを自治体が支えていくというようなトライアングルでやっていました。だけど、それをやったときに足りないのが、血液であるお金でございまして、せっかくベンチャー企業が立ち上がったんですけど、よくある失敗のほとんどはお金がうまく回らなくなって終わってしまうというのが多いので、金融機関に一緒に入ってもらって、そのマッチングみたいなことになるかと思います。地元にどういう企業の人たち、プレーヤーがいて、それを政策で支える――政策というのは、それぞれ自治体の人が何をやっていてということを、情報の結節点ですね、それが自治体の政策にも求められるし、近年、特に金融機関にもすごく強く求められてきていると思うんです。特に奄美基金がその中に入ってもらうことによって、私たちなりの思いの1つは、情報の結節点として、かつ、使えるリソースの情報を全部持っていて、かつ、実際に企業を興したいという人がいたときには、まさにみずから金融ができるということによって、より産業が興っていくというのが芽だと思ってまして、そのうちの萌芽は既に各種、幾つか始まっていると思います。

【菊池氏】 その萌芽というのは事業者側なんですか、それとも、例えば鹿児島大学に そういう話を持っていってみているとか、例えば、まだ……。

【岡野振興官】 事業者側ですね。

【菊池氏】 事業者側ということですね。そういった話し合いを、大学でも何をやっているのかという情報を得ておいたほうがいいのかなと思ったりもしましたけど。

あと、私は鹿児島県内のそういった大学を考えていたんですけど、もしかしたら本土のほうの、例えば東京農業大学とか、よくわからないですが、水産大学とか、そういったところを考えるべきなのか、もうちょっと具体的なビジョンが示せたらいいのかなと思いま

した。具体的なプランというのか。

【岡野振興官】 そうですね。今は、各地元の事業者たちを集めたセミナーとか研修会を基金が主催して、今後の産業の振興のためにはどういうことがという基礎的な集まりの場も設定したりしてくれているので、そういうところがもとになって、これから発展していくというのを描いているところです。まだ抽象的です。

# 【平井委員】 それに関してよろしいですか。

沖縄と奄美の経済発展の大きな違いは、高等教育機関が奄美にないということを農業を始めたころから思ってまして、なぜそう思うかというと、沖縄の場合は、高等教育機関があって、研究施設があって、例えばサツマイモを使った何かをつくりたいといったら、すぐ研究所へ持っていって、すぐ大学の先生と話し合って、試作をして、こういう商品ができるんじゃないか、どうだろうかというところにすぐ話がつながって、商品開発までとんとんと行くというお話だったんですよ。

でも、奄美の場合は全然そういうのがなくて、鹿児島に頼むにしても、何回も行ったり来たりしながらとか、情報が返ってくるのが遅かったりとかというので、なかなか実現へ向けてというのが少なくて、必ずしも地元になくてもいいんですが、そういうところと、鹿児島だけじゃなく、本土の大学、研究機関と直につながってそういうものができるような形をとれたら、奄美の経済の発展についても大きく進展していくんじゃないかなというのは以前から考えているんですけど、言葉とか文章では産官学とかよく出てきますけど、なかなか今の現状ではそこに結びついていないのが多いような気がしています。ですから、今後、そういうのがマッチングしていって、私たちに、奄美に返ってくるのをとても期待しているところなんです。

【岡野振興官】 今、徳之島で大阪大と一緒に組んで、健康食品を産業化する取り組み もありまして、これは本州の中でも、必ずしも近くになくても、ネットワークみたいなも のをつくることができるのかと思っておりまして、その可能性を広げていきたいと思って います。

# 【平井委員】 ぜひ……。

【大久保委員】 それは、先ほど少し申し上げたんですけど、長命草の内容を分析して、 それが人間の脂肪細胞から出るアディポネクチンというホルモンが、あらゆるアンチエイ ジングの最大の切り札というのは世界的に評価されているんですけど、アディポネクチン を抽出する農産物をいろいろ実験したら、長命草が優に高いという結果がわかったという のが大阪大学で発表されて、今、その企画というか、販売ルートまで含めて、今、一緒に やっている状況です。

あと、鹿児島大学の農学部が、徳之島町、伊仙町、与論町で産官学連携協定を結んでい ろんな指導が始まった状況にあります。我々が、今、大学も存続というか、国の補助金を とるためには地域貢献をかなりして実績を上げないといけない形にもなってきていますの で、これからはやりやすくなるんじゃないかと思います。

【高田氏】 今、大学の誘致とか、高等教育機関というものが要望としてはあるんでしょうけど、基金としてどうやって対応するか、どういう接点があるとか、そこら辺がちょっと道筋が見えてこないなというのが一つございます。ただ、それについてはバーチャルでもいいんじゃないかなというのが一つありまして、スタンフォード大学でも実験をやっていますし、東大でも今度始めるんですよね。YOU TUBEか何かを使って、生の、ライブの講義が見られる。仮に、知識とか技能だけでいいのであれば、そういう方法もとれる。そういうようなことを行おうとする業者さん、起業家に、情報ネットワークをつくるための協調融資をするということであれば接点はあるのかなと思うんですが、学校に融資するというのはちょっとあり得ないかもしれませんね。いや、私はそこら辺はよくわからないんですが。

もうちょっと整理したいんですけど、この基金は金融補完が目的で、金融機関とバッティングしちゃいけないんですよね。ですから、おのずと規模にも制限がある。その中で、ここ10年、20年、30年の間にどういう行動ができるか。

そのフレームワークの中で考えたときに、出てきたのが情報提供とかコンサルというお話なんでしょうが、ここでもう一つ疑問点なんです。コンサルということが業務方法書の中には明確には書いてないんです。法律にはあるんです。法律には、(貸付)業務に附帯する業務(奄美群島振興開発特別措置法17条4号)か何かの文言で入ってるんですが、業務方法書自体には融資とか保証しか書いてなくて、あまり大きくやるんだったら、業務方法書にも影響するのかなというのは、いや、私はわかりませんけど、どの程度になれば業務方法書に影響してくるのかというのは検討しなきゃいけないし、奄美基金が何をやるべきなのか、何を担うべきなのか、業務方法書の上でそれを明確にしておいたほうがいいような気がするんです。必要ないと言えば、それはそれでいいんでしょうけど、いろいろな期待が膨らんでいるようですので。

【岡野振興官】 付帯業務でやるコンサルティング、助言機能は、ほかの金融機関でも

既にございまして、日本金融公庫とか旧農林公庫等がやっておりますので、その業務方法 書なんかも参照しながら考えていきます。

【渡延審議官】 事務局から若干、補足なんですけど、もともとこのワーキングを立ち上げていただいたのは本審からの付託によるわけなんですけれども、今後はこのワーキングの報告を本審に戻して、奄振施策全体の議論はこれから、6月になるのか、まとめに向けて深掘りをお願いしているわけなんですが、その意味で、ワーキングのほうが先行しているものですから、本日の議論も、本来、振興施策全体の中でいろいろ考えていくべきところが多数、ここでもご提起があるように感じております。

その両者の関係については、本日の資料2でいきますと、「はじめに」の部分と、そもそもこのワーキングが始まった経緯と、その成果物を本審へ戻して奄振施策に反映させようということと、第2章、基金の業務のあり方についての2パラのところで、審議会との関係、「奄美基金の業務と地元自治体との連携についても、検討を経て深化、具体化されることを期待したい」、それから、一番最後の「おわりに」のところで、時間的にこっちが、いろいろ事情があって先行して取りまとめるけれども、戻ったものについては、さらに奄振でというところで、一応、3カ所、最低、関連は置いてあるところでございます。

当然、今日のご提起については、このレポートと議事録の形で本審へはつなぎたいと考えておりまして、特にそういうレポートの中で、さらに本審の今後の施策について注文をつけるところがあれば、必要なものがあればそこへ書き込むし、最低限、今日出たご意見については、議事録をあわせて添える形で、本審の委員にもお伝えできるようにしたいと事務局としては考えております。

### 【大川座長】 どうもありがとうございます。

私自身、基金の金融的な側面としてのあり方というのは、当然オールマイティーであるわけではないので、何でもできるというわけではない。だけど、実際上、事業を興そうとする人たちとか、事業をやっている方々に対しての日々の接触の中で、きちんとした事業が継続されるという知恵、ノウハウ、状況というのは、金融機関の方々のところにたまっていく。かつ、これは基金のように地元に非常に近いところの方々は、その知恵というか情報量が非常に増えてくる。増えてくると、今度はそのことについて、その知恵を使いたいという形、いろんなところから期待が出てくるので、今日、いろんな形の話が出てきて、期待が出ていると思うんですね。だけど、例えば、大学の設置だとか教育をどうするかというのは、一義的には基金の役割ではなくて、基本的には、自治体がどうするとか国がど

うするとか、そういう考え方のところの中で、だけど、そこの部分があると、より事業の 推進に役に立つなということであるとすると、金融的なことについて基金が自治体に話を していただいて、それで自治体のほうが実際上動いてもらうとかいう形の、ある意味で、 現場と行政の中間のところにあって、かつ、現場のことがよくわかっていることによって、 実現性が高まったり成功率が高まるという役割があると思うので、そういう点についての あり方を中心に、またやっていっていただければいいなと私自身は思っています。

だんだん時間が参りましたけれども、何かご意見がございましたらお願いいたしたいと 思います。どうぞ。

【大久保委員】 今、これから地域づくりの中で、非営利団体(NPO)がかなり立ち上がってきているんですけど、NPOというのは、そういう金融機関との連携は法的に難しいわけですか。

【澤田理事長】 大丈夫です。

【大久保委員】 大丈夫ですか。運営に関してです。

【澤田理事長】 はい。

【高田氏】 認証を受けたNPOですよね。

【澤田理事長】 そうですね、はい。

【高田氏】 認定されたものでないと、相手方に当事者能力を認めるのは難しいと思います。

【澤田理事長】 そうですね。

【高田氏】 つまり、NPO法人としての認証基準を満たしているかどうかです。非営利性が徹底しているとか。単にNPOです、NPOですと言っている人と接するのは個人と接しているのと同じですから、当事者としての適格性を認められるのは、都道府県知事や内閣総理大臣の認証を受けたNPOですよね、きっと。

【澤田理事長】 そうです。

【岡野振興官】 冒頭に座長からお話がありましたことですが、まとめていく上での金融自体としてのあり方と、奄美振興開発の中での組織のあり方というのが両方ともあって、それは非常に狭い、その上で、それを両立しながらの業務になるかということを整理するという話だったと思うんですが、それは私ども、よく再整理したいと思いますが、こういう理解でおりますということを申し上げます。

報告書(案)の6ページに、この機関の政策金融としての役割というのを、上から8行

目の(1)に、例えば、農業なんかはリスクの高い事業であって、一般の金融機関単独では判断が難しいようなものについて、政策金融を担う機関がリスクの妥当性を検証しつつ、一般の金融機関との連携により円滑な云々と、自然災害等の場合にも、臨機、適切な対応を行うというのが求められた機能の一つ。もう1カ所、類似のものがあるんです。16ページ、上から9行目、組織運営にあたっては、言うまでもなく基金が群島振興開発を金融面から支える唯一の機関であることに留意して、組織の目標管理設定等、これは一般金融機関のそれとは異なり、金融支援をするために必要なものとしてなされる、これは組織運営の中の記述としてこれを記載しております。

まずは、金融機関の財務の問題の以前といいますか、もともとの設置の目的として、こういうのがあります。

次の17ページ、これを導入し、欠損金のところの議論の一番下の2行なんですが、解消に向けた基本的な考え方として、第2章の今の問題とか、第3章の、申し上げたこの2カ所の部分の考え方に沿った取り組みを実現するほか、「次の」以下の云々ということで、欠損金についての、しかるべく収入も増やすし、歳出も減らしていく、こういうような金融をしていくことを前提としつつ、財務の健全化、あるいは、収入を得ていく、こういう非常に狭い道のりだということを記載している。17ページの今のあたりをもうちょっとわかりやすいような表現に、うまく工夫しながらまとめていければなというのが今の事務局の思いです。

#### 【大川座長】 わかりました。

それでは、もう皆さんよろしければ、本日の議論を踏まえた上で、修正が必要ということでございますので、事務局と私のほうで調整を行わせていただいて、報告書につきまして、私にご一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大川座長】 それでは、そうさせていただきます。

これによりまして、本日予定いたしました議事を終了いたしたいと思います。

なお、冒頭で事務局よりご説明がありましたが、今回のワーキンググループの報告書は、 4月2日、第101回の奄美群島振興開発審議会にて報告していただきたいと思います。 最後に、大森国土政策局長からご挨拶をいただきたいと思います。

【大森局長】 今日はどうもありがとうございました。

中でも少しお話がありましたけれども、これからの奄振に向けて、大きくいろいろと議

論をしていかないといけないわけですが、何といっても、全体、日本の離島に対する位置づけといいますか、随分変わってきております。平井委員もおっしゃられましたように、国土保全の意味合いも非常に大きくなっておりまして、昨年、離島振興法が改正されましたが、25年度予算においても、具体にも大きく動いています。例えば、医療の問題、妊婦の方の関係であるとか、それから、先ほど菊池さんからタンカンの話が出ましたが、例えば、タンカンを使って新商品を開発しましょうといったときに、3年間、そういった新商品のマーケティングにかかわるような方に関しての人件費まで一部見ていこうというような、雇用の拡充になっていくという意味で、そういったことも出ております。

また、具体に、商品を海上輸送するというのにコストがかかって、本土の方との競争がなかなかうまくいかないということもあって、輸送費の補助もしましょうという形で動いております。これらはもちろん今後の議論にはなるわけですけども、この奄振の議論に直結をしていくだろうと思います。

あとは、大久保町長が頑張られておりますけれども、今度は奄美の特性を生かして、どういうふうにそれを形づくるのかというのが、これから数カ月間の勝負になるんだろうと思います。

その中で、それらのさまざまな施策、事業者の方の仕掛けをサポートするのが基金であり、そういう意味で、この基金の問題を先にご議論いただいたということだろうと思います。残念ながら、繰越欠損は相当額出ておりまして、それらが行政改革という中に挙げられております。そういう面からは、今回、3カ月間という短い中でこういうふうに報告書を出していただいたわけでございますので、一つ、大きな柱ができたという意味で非常にありがたく思っております。

これらをベースに議論が進められていくわけですが、できれば、基金のほうはそういう 法律の内容を待つのではなくて、先ほど高田さんがおっしゃったように、透明化できるも のはすぐでもやっていただいて、一歩でも早くいいものをつくっていただくようにお願い できればと思うところでございます。

というようなことを申し上げましたけれども、この短い間で、先生方どうもありがとう ございました。また先生方は、本委員会であるとか、独法の委員会であるとか、そういっ たところでいろいろとお世話になりますが、これからも引き続きよろしくお願い申し上げ ます。

【大川座長】 ありがとうございました。

あそこに富山県でつくった日本の逆さ地図がございまして、最初に富山県の土木部長から見せてもらったときに私は気がついたんですが、実は日本海のところだけが非常に鮮明な記憶に残って、日本というのはあそこを見ると内海だななんて思ったんですね。今日、奄美の問題を考えるということでもう一度じっくり考えてみましたときに、九州の鹿児島から沖縄までの間に点々とある奄美群島を見て、まさに先ほど平井委員からあったように、国土の保全の観点からも、奄美の重要性はあの地図を見るとほんとうに認識されるなと思いました。

この3カ月、3回ということで少ない回数でしたが、私自身、大変勉強になりました。 ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —